児童福祉法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

第二十二条 法第十九条の二第二項第一号の政令で定める額(次項にお	第一条の三(略)	② (略) ② (略) ② (略) ② (略)	定 法 め 律	改正案
	第一条の二(略)	第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 第六条の三第一項の政令で定める措置は、法第二十七条第一項		現

- 一次号から第七号までに掲げる者以外の者 一万五千円)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 。) 一万円 次のイ又は口に掲げる者(次号から第七号までに掲げる者を除く
- 支給認定に係る医療費支給認定保護者 り合算した額が二十五万千円未満である場合における当該医療費 割を除く。 病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの 等をいう。 認定をいう。以下この条において同じ。)に係る小児慢性特定疾 に掲げる所得割 区民税を含む。 の場合にあつては、 以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」という。 病児童等 ついての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度 一百二十六号) (指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月まで 医療費支給認定 (法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童 以下同じ。 以下この条において同じ。 以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号 の規定による市町村民税 (同法第三百二十八条の規定によつて課する所得 (法第十九条の三第三項に規定する医療費支給 前年度) の額を厚生労働省令で定めるところによ 分の地方税法 及び当該小児慢性特定疾 (同法の規定による特別 (昭和二十五年法律第
- が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者としてに規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。)について、費用支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(法第六条の二第二項医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費

療費支給認定に係る医療費支給認定保護者 厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号ロにおいて「療養負担過重患者」という。) てある場合における当該医性特定疾病による身体の状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る小児慢性特定疾病に係る側側でで定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(次号及び第四号ロにおり側でで変してがあるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を原生労働大臣が定めるところにより受けた者のでは、

ら六月までの場合にあ ある場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又 を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万千円未満 市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額 定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月 は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万千円未満) の属する年度 (次号から第七号までに掲げる者を除く。 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認 (指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月か つては、 前年度) 分の地方税法の規定による 五千円 で

一二千五百円次のイ又は口に掲げる者(次号から第七号までに掲げる者を除く

療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度疾病医療支援のあつた月の属する年度(指定小児慢性特定疾病医疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定病・市町村民税世帯非課税者(医療費支給認定に係る小児慢性特定

医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者 第六条第二項に規定する要保護者をいう。 認定に係る医療費支給認定保護者をいう。 であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該 おいて要保護者 給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月に 又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支 むものとし、 、条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者 所を有しない者を除く。 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に (生活保護法 である場合における当該医療費支給 (昭和二十五年法律第百四十四号) 以下同じ。 次号において同じ。 である者 (市町村

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者であつた月が四月から六月までの場合に別慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合に別し慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合に別し慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合に別していての、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法の方で定めるところにより合算した額が七万千円未満である場合に対ける当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者であるところにより合算した額が七万千円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

る公的年金等の収入金額をいう。 法 援のあつた月が一 療支援のあつた月の属する年の前年 以下この号において同じ。 市町村民税世帯非課税者であり、 昭 和四十年法律第三十三号) 月から六月までの場合にあつては、 中の公的年金等の収入金額 第二十五条の十三第一項第三号及 第三十五条第二 かつ、 (指定小児慢性特定疾病医療支 指定小児慢性特定疾病医 項第 前々年とする 号に規定す (所得税

五.

五十円 費支給認定保護者 支援のあ 児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療 手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が 者については、 慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額 び第二十七条の十三第 定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療 れた特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養 定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年に支給さ とあるのは (所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける をいい (地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額 、十万円以下である者又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病 ただし、 つた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で 当該額が零を下回る場合には、 当該合計金額が七十万円に満たないときは、 「八十万円」として同項の規定を適用して算定した額 同条第四項中 (次号及び第七号に掲げる者を除く。 項第三号において同じ。 「次の各号に掲げる金額の合計額とす 零とする。 当該指定小児 及び当該指 七十万円 千二百

費支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 五百円 の他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることに に該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働大臣が定めるもの で 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、人工呼吸器そ

七 次のイ又は口に掲げる者 零

認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月にて医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給

給認定に係る医療費支給認定保護者厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支をいう。以下同じ。)である場合又は要保護者である者であつておいて、被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者

2 もの た額) 慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定める 規定する支給認定を受けた指定難病 当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。 療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて 者按分率 認定保護者の区分に応じ、 療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受け 定難病の患者」 定難病をいう。 る医療等に関する法律 じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、 上限月額は、 た指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対す とする。 (以下この項において (当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医 前項の規定にかかわらず、 という。 の患者 (平成二十六年法律第五十号) (以下この項において 当該各号に定める額に医療費支給認定保護 である場合又は医療費支給認定に係る小児 「医療費算定対象世帯員」という。 (同法第五条第一項に規定する指 同項各号に掲げる医療費支給 「支給認定を受けた指 これを切り捨て 第七条第 を乗 が医

前項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号

に定める額

定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額令第三百五十八号)第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政

項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。 医療費支給認定保護者が法第十九条の三第一項又は第十九条の五第一第二十二条の二 法第十九条の六第一項第三号の政令で定めるときは、

これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。条の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、第二十二条の三 法第十九条の七、第二十一条の五の三十及び第二十四

問看護療養費、家族移送費、特別十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、訪問看護療養用療養費、療養費、訪問看護療養

訪問看護療養費、家族移送費及び十三号)の規定による療養の給付がびに入院時食事療養費、訪問看護療併用療養費、療養費、訪問看護療

高額療養費

療養費及び高額療養費

七 | 受けることができる給付

水防法(昭和二十四年法律第百九る療養補償に限る。)	- اثا الما	和三十一年政令第三百三十五号) 損害補償の基準を定める政令(昭の補償(非常勤消防団員等に係る	二百二十六号)の現定でよる損害消防組織法(昭和二十二年法律第一の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	H 12	百十八号)の規定による扶助金(災害救助法(昭和二十二年法律第)の規定による療養補償	船員法(昭和二十二年法律第百号療養補償給付及び療養給付	二年法律第五十号)の規定による一労働者災害補償保険法(昭和二十一療養補償	よる場合を含む。)の規定による四十九号。他の法律において例に

家公務員共済組合法(昭和号)の規定による療養給付る法律(昭和三十三年法律	償(自衛隊法施行令(昭和二十九六十五号)の規定による損害の補自衛隊法(昭和二十九年法律第百	付 第三十三号)	災害給付に関する法律(昭和二十	海上保安官に協力援助した者等のによる療養給付	П.	災害給付に関する法律(昭和二十警察官の職務に協力援助した者の	信 合を含む。) の規定による療養補	において準用し、又は例による場	六年法律第百九十一号。他の法律国家公務員災害補償法(昭和二十	償の基準を定める政令の規定によ	刬	十三号)の規定による損害の補償
												_

事療養費、保険外併用療養費、療
による療養の給付並びに入院時食
十七年法律第百五十二号)の規定
地方公務員等共済組合法(昭和三
に限る。)
による療養扶助金に相当するもの
もの又は災害救助法施行令の規定
の規定による療養補償に相当する
係る損害補償の基準を定める政令
損害の補償(非常勤消防団員等に
律第二百二十三号)の規定による
災害対策基本法(昭和三十六年法
費及び高額療養費
問看護療養費、特別療養費、移送
、保険外併用療養費、療養費、訪
養の給付並びに入院時食事療養費
律第百九十二号)の規定による療
国民健康保険法(昭和三十三年法
及び高額療養費
家族訪問看護療養費、家族移送費
護療養費、移送費、家族療養費、
険外併用療養費、療養費、訪問看
給付並びに入院時食事療養費、保
合を含む。)の規定による療養の
において準用し、又は例による場
三年法律第百二十八号。他の法律

第二十二条の四 法第十	表) の規定に	で規定による療 新型インフルエ で規定による療	による損害の補償 員等に係る損害補償 による損害補償	成十六年法律第百十歳のための措置に関	を
すの九条の人	扶助金に相当するものに限る。)害救助法施行令の規定による療養号)の規定による損害の補償(災	置法(平成二十四年法律第三十一るものに限る。)	当するもの又は災害救助法施行令る政令の規定による療養補償に相員等に係る損害補償の基準を定めによる損害の補償(非常勤消防団	二号)の担ける国民の	年法律第百二十一号)の規定に方公務員災害補償法(昭和四十家族移送費及び高額療養費家族訪問看護療養費費、訪問看護療養費
健康保険法第八十八条第一項に規定する九第一項の病院又は診療所に準ずるもの		一	1 分 相 め 団	(保 保	(二十 費 `

第二十二条の五

法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、

次のとおりとする。

医師法 (昭和二十三年法律第1

百

- 歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号)
- \equiv 保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第1
- 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)
- 五四 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)
- 百二十三号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第

八七 生活保護法

社会福祉法

九 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する

法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)

老人福祉法 (昭和三 一十八年法律第百三十三号)

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)

十三 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)

十四四 児童買春、 児童ポル ノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童

の保護等に関する法律

士五 児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第百二十三号)

就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に

関する法律 障害者虐待の防止、 (平成十八年法律第七十七号) 障害者の養護者に対する支援等に関する法

(平成二十三年法律第七十九号)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成二十五年法律

第八十五号)

二十 難病の患者に対する医療等に関する法律

定は、次のとおりとする。第二十二条の六法第十九条の九第二項第三号の政令で定める法律の規

用される場合を含む。 年法律第八十八号) 適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第十七条、 に係る同法第百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の 十七条までの規定に係る部分に限る。 十六条の規定に係る部分に限る。 労働基準法第百十七条、 及び第百二十条 第十八条第 第四十四条 (同法第十八条第七項及び第二十三条から第二 項及び第三十七条の規定に係る部分に限る 第百十八条第一項 (第四項を除く。)の規定並びにこれらの規定 第百十九条 (同法第六条及び第五 (同法第十六条、 の規定により適 (昭和六十

び同条の規定に係る同法第四十二条の規定 一最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及

) 第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号

第一 るのは のは 法第十九条の九第一項」と読み替えるものとする。 八条第二項の規定を準用する場合においては、 一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、 (第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。 一十二条の七 「同法第十九条の十第 「児童福祉法 法第十九条の十第 (昭和二十二年法律第百六十四号) 項 کر |項の規定により健康保険法第六十 同条第 同項中 一項」 又は保険薬局」とあ とあるのは 「保険医療機関 「前項」とある 第六条の二第

第二十二条の八 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次の

とおりとする。

一健康保険法

一 第二十二条の五各号に掲げる法律

報酬の審査に関する組織とする。

和別の審査に関する組織とする。

本等方項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療工業の工工、工業の、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法額、工業の工工 法第十九条の二十第三項に規定する政令で定める医療

第二十二条の十 法第二十一条の二の規定による技術的読替えは、次の

表のとおりとする。		
法の規定中読み替	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の十二	診療方針	診療方針及び診療報
		西州
第十九条の二十第	小児慢性特定疾病医療	診療報酬
一項	費	
	第十九条の三第十項	第二十一条の二にお
		いて読み替えて準用
		する第十九条の十二
第十九条の二十第	小児慢性特定疾病医療	診療報酬
三項から第五項ま	費	

指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。三年法律第百九十二号)第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣がする審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第第二十二条 法第二十一条の三第三項に規定する政令で定める医療に関

(削る)

項 第 用の 一十歳に満たない者であつて、 号に掲げる医療の給付又は同項第 一条の二 法第一 いるものとする。 + 条の 満十八歳に達する日前から引き続き次 五. 政 令で 一号に掲げる医療に要する費 定め る者は 造以 潚

第

の給付 法第二十 慢性疾患の 法第一 干 一条の五の政令で定める事業は、 条の 治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療 五の規定により厚生労働大臣が定め 次に掲げる事業とする。 る程度の

2

支給を受けて

て行う当該医療に要する費用の支給 前号の医療の給付が困難であると認められる場合に これに代え

第二十四条 る額 いう。 害児通所支援負担上限月額」という。 付決定保護者 付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定め (第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において 以下同じ。 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給 (法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者を)の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。) は、 次の各号に掲げる通所給

(略)

月から六月までの場合にあつては、 による特別区民税を含む。 下同じ。 通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援 十五年法 (法第二十一条の五の三第一 通所給付決定保護者であつて、)のあつた月の属する年度 律第 百 一十六号) 以下同じ。 項に規定する指定通所支援をいう。 の規定による市町村民税 当該通所給付決定保護者及び当該 前年度))の同法第二百九十二条第一 (指定通所支援のあつた月が四 分の地方税法 (同法の規定 (昭和) 以

第二十四条 者をいう。 付決定保護者 害児通所支援負担上限月額 る額(第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障 付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定め 以下同じ。 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給 (法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護)の区分に応じ、 」という。)は、 当該各号に定める額とする。 次の各号に掲げる通所給

0 よる市町村民税の同法第二百九十二条第 月から六月までの場合にあつては、 下同じ。 通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援 額 (法第二十一条の五の三第一 通所給付決定保護者であつて、 (同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規 のあつた月の属する年度 項に規定する指定通所支援をいう。 当該通所給付決定保護者及び当該 前年度) (指定通所支援のあつた月が四 一項第二号に掲げる所得割 分の地方税法の規定に 以

(次号に掲げる者を除く。) 四千六百円額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した

付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 保護者 及び第二十五条の二において同じ。 若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。 という。)第七条第一 障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、 の総合的な提供の推進に関する法律 るまでの障害児又は幼稚園、 小学校就学前児童 (次号に掲げる者を除く。 (通所給付決定に係る小学校就学の始期に達す 項に規定する認定こども園に通い、 特別支援学校の幼稚部、)が二人以上いる通所給付決定 (以 下 次のイ又はロに掲げる通所給 「就学前保育等推進法 保育所、 在学し、 保育等 情緒 1

イ・ロ(略)

兀

者に限る。)が指定通所支援のあつた月の属する年度 生活を総合的に支援するための法律施行令 るための法律第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう 給決定障害者等 決定保護者と同 第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。 以下同じ。 市町村民税世帯非課税者 である場合にあつては、 が特定支給決定障害者 一の世帯に属する者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す (通所給付決定保護者及び当該通所給付 当該特定支給決定障害者及びその配偶 (通所給付決定保護者である支 (障害者の日常生活及び社会 (平成十八年政令第十号 (指定通所支 以下同じ

以下 障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、 が二人以上いる通所給付決定保護者 るまでの障害児又は幼稚園 イ又はロに定める額 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ 達するまでの児童をいう。 定こども園に通い、 小学校就学前児童 総合的な提供の推進に関する法律 「就学前保育等推進法」という。 在学し、 (通所給付決定に係る小学校就学の始期に達す イ及び第二十五条の二において同じ。 若しくは在籍する小学校就学の始期に 特別支援学校の幼稚部、 (次号に掲げる者を除く。)第七条第一 (平成十八年法律第七十七号。 項に規定する認 保育所、 保育等

イ・ロ (略)

兀 害者 特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定通所支援のあ 支給決定障害者をいう。 律施行令 規定する支給決定障害者等をいう。 るための法律 給決定障害者等 決定保護者と同 市町村民税世帯非課税者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 (平成十八年政令第十号) (平成十七年法律第百二十三号)第五条第二十二項に 一の世帯に属する者 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 以下同じ。 (通所給付決定保護者及び当該通所給付 第十七条第四号に規定する特定)である場合にあつては、 以下同じ。)が特定支給決定障 (通所給付決定保護者である支

であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通 び当該通所給付決定保護者と同 二十五条の十三第 を除く。 該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者 るところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、 地方税法の規定による市町村民税 援 の二第三号において同じ。 つて課する所得割を除く。 あつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者 給付決定保護者 のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、)である場合における当該通所給付決定保護者をいう。 項において同じ。)を課されない者 第二十五条の二第二号ニ及び第二十七条 一の世帯に属する者が指定通所支援 (同法第三百二十八条の規定によ)又は通所給付決定保護者及 (市町村の条例で定め 前年度) 分 第 当 \mathcal{O}

に定める額とする。 額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付

(略)

でに定める額でに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからニま二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからニま

· 〜 ハ (略)

ニ 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給

Ľ. 六条第一 該通所給付決定保護者をいう。 されない者 付決定保護者 る被保護者をいう。 活保護法 同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当 免除された者を含むものとし、 五条の二第二号ニ及び第二十七条の二第三号において同じ。 の場合にあつては、 つた月の属する年度 つて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通 世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者 〈同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一 一項に規定する要保護者をいう。 (昭和二十五年法律第百四十四号) (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を 前年度) 以下同じ。 (指定通所支援のあつた月が四月から六月まで 分の地方税法の規定による市町 当該市町村民税の賦課期日において 第二十五条の十三第一 若しくは要保護者 以下同じ。 第六条第 (生活保護法第 である者であ 項において同 項に規定す) を 課 第二十 7村民税 所給

に定める額とする。
のの名号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号、決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付

(略)

でに定める額でに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからニま二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからニま

イ〜ハ (略)

一 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給

ころにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、 が四月から六月までの場合にあつては、 である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定 を除く。 市 規定による市町村民税を課されない者 通 る支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては 付決定保護者と同 又は通 るも 町 所支援のあ 当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 に属する者が基準該当通 村民税の賦課期日において同法の施行地に住 のに該当する場合における当該通所給付決定保護者 所給付決定保護者及び当該通 である場合における当該通 つた月の属する年度 0 世帯に属する者 所支援のあつた月において被保護者 (基準該当通所支援のあつた月 所給付決定保護者と同 所給付決定保護者をいう。 (市町村の条例で定めると (通所給付決定保護者 前年度) 分の地方税 所を有しな)が基準該当 当該 こであ 法 <u>ー</u>の

第 において同じ。 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に して得た率を のに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除 通 算定基準額を超える場合に支給するものとし、 一十三項に規定する補 一十五条の (以 下 所給付決定保護者按分率 ビスに係る第 「利用者負担世帯合算額 五. いう。 高 であ 額障害児 号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具 第三 芸具を って、 項第 通 (通 いう。 通 所給付費は、 一号におい 所給付決定に係る障害児が使用するも 所給付決定保護者が同 という。 第四号及び第二十七条の四第 て同じ。 次に掲げる額を合算した額 が高額障害児通所給付費 その額は、 を乗じて得た額と 一の月に受けた 利用者負担 (障 項

> ころにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、 若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるも を除く。 規定による市町村民税を課されない者 が四月から六月までの場合にあつては、 る支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては 該当する場合における当該通所給付決定保護者 世帯に属する者が基準該当通所支援の 市町村民税の賦課期日におい 通 付決定保護者と同 又は通 当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 所支援のあつた月の属する年度 所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同 である場合における当該通所給付決定保護者をいう。 0 世帯に属する者 て同法の施行地に住所を有しない (基準該当通所支援の あつた月におい (市町村の条例で定めると (通所給付決定保護者であ 前年度) 分の地方税法)が基準該当 て被保護者 あつた月 当該 \mathcal{O} \mathcal{O}

する。 二十三項に規定する補装具をいう。 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 サービスに係る第 算定基準額を超える場合に支給するものとし、 して得た率をいう。 のに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除 において同じ。 通 世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に 一十五条の五 以下 所給付決定保護者按分率 「利用者負担世帯合算額」 高額障害児通 であつて、 号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具 第三項第一 (通所給付決定保護者が同 通所給付決定に係る障害児が使用するも 所給付費は、 一号において同じ。 という。 第四号及び第二十七条の 次に掲げる額を合算し が その 高額障害児通所給付費 額は、 を乗じて得た額と の月に受けた 利用者負担 四第 た 項

第

~四 (略)

五. つては、 む。 して得た額 ピ を 予防サー サービス費、 介護サービス費、 を含む。 れに相当するサービスを含む。 同 十分の百 に同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、 ス費等 けた居宅サービス等 同 会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一 百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合) 法第六十 ス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び 乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サー ピ (これに相当するサービスを含む。 項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。 同)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービス 条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含 ス費、 の世帯に属する支給決定障害者等 (同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、)をいう。 百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分 ビス費をいう。 (同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあ 地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護 施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並び 条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除 地域密着型介護サービス費、 以下この号において同じ。 (介護保険法第五十一条に規定する居宅サービ 以下この号において同じ。)及び施設サービス並びに同法第六 (障害者の日常生活及び社 地域密着型サービス)に係る介護サービ 特例地域密着型介護 が 同)の合計額に九 項の規定により 特例介護予防サ 一の月に受 特例居宅 \bigcirc

一~四(略

五.

防サービス費、 予防サー 定めた割合で除して得た割合) 規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が 条の規定が適用される場合にあつては、 び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予 いて同じ。 ビス(これに相当するサービスを含む。 び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス 五十一条に規定する居宅サービス 定する高額介護サービス費及び同法第六十 ス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規 において同じ。 ビス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。 ービス費、 居宅介護サービス費、 けた居宅サービス等 同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。 会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一 (これに相当するサービスを含む。) 及び地域密着型介護予防サー 同 地域密着型サービス の世帯に属する支給決定障害者等 ビス費の合計額を控除して得た額)に係る介護サービス費等 特例地域密着型介護サービス費、 特例介護予防サービス費、 の合計額に九十分の百 (介護保険法 特例居宅介護サービス費、 (これに相当するサービスを含む。 を乗じて得た額から当該居宅サービ (これに相当するサービスを含む (平成九年法律第百二十三号) (同法第五十一条に規定する)をいう。 百分の百をこれらの規定に (同法第五十条又は第六十 (障害者の 地域密着型介護予防サ 条に規定する高額介護 施設介護サービス費及 地域密着型介護サ が 同 以下この号にお 項の規定により 日常生活及び社 以下この号 の月に受) 及

②~⑥(略

② 5 6

(略

第二十五条の七

指定障害児通所支援事業者

(法第二十

一条の五の三に

|第二十五条の七||法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条

場合を含む。 条の二十九第四項において準用する場合を含む。 準用する場合を含む。 児入所施設をいう。 規定する指定障害児通所支援事業者をいう。 児相談支援事業者 六第四項、 に係る法第 定障害児相談支援事業者をいう。 一において同じ。 指定障害児入所施設 精神保健福祉士法 第二十四条の九第二項 一十一条の五の十五第一)の政令で定める法律は、 (法第二十四条の二十六第 第二十七条の十)及び第二十四条の二十八第二項 (医療型児童発達支援を提供するものを除く。 (平成九年法律第百三十一号) (法第二十四条の二第 第二十七条の十八において同じ。 一項第五号 (法第二十四条の十第四項において 一において同じ。 次のとおりとする。 次項及び第二十五条の十 一項に規定する指定障害 (法第二十一条の五の十 項第)において準用する 号に規定する指 又は指定障害 (法第二十四

> 二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、 \mathcal{O} おりとする。 五の十六第四項、 第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第 次のと

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第

百二十三号) 生活保護法

で、

第十六号及び第十八号に掲げる法律

第二十二

一条の

五第五号から第八号まで

第十一号から第十三号ま

兀 社会福祉法

五. 老人福祉法 (昭和三 十八年法律第百三

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)

七六 介護保険法

十九八 精神保健福祉士法 平成九年法律第 音三 十

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律

障害者虐待の防止 障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成二十三年法律第七十九号

2 児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型

2

のに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号

(法第二十一条の五の

指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するも

20

次のとおりとする。 十六第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、

- 精神保健福祉士法
- に掲げる法律 第二十二条の五各号 (第十四号) 第十五号及び第十七号を除く。

第二十五条の八 四項において準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。 (法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。 の五の十六第四項、 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二(法第二十 第二十四条の九第二項)の政令で定める法律の規定は、)及び第二十四条の二十八第二項 (法第二十四条の十第 第二十二

条の六各号に掲げる規定とする

(削る)

五号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。 の政令で定める法律は、 次のとおりとする。

- 医師法 (昭和二十三年法律第二百 一 号)
- 歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号)
- 保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第1 |百三号)
- 兀 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)

五. 法律 医薬品、 (昭和三 医療機器等の品質、 |十五年法律第百四十五号) 有効性及び安全性の確保等に関する

- 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)
- 八十五号) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成二十五年法律第

第二十五条の八 であつて政令で定めるものは、 八第二項において準用する場合を含む。)の労働に関する法律の規定 条の五の十六第四項、 法第二十一条の五の十五第二項第五号の二(法第二十 第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十 次のとおりとする。

これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者 三十七条の規定に係る部分に限る。 の保護等に関する法律 条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限 入条第 労働基準法)の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定 第百十九条 項 (同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。 (昭和二十二年法律第四十九号) (同法第十六条、 (昭和六十年法律第八十八号) 第四十四条 第十七条、 及び第百二十条 第十八条第一項及び第 第百十七条、 (同法第十八 第百十

(削る)

(削る)

第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十一第二項の規定による技術 第

的読替えは、次の表	次の表のとおりとする。	
法の規定中読み替	読み替えられる字句	読み替える字句
える規定		
第二十一条の五の	指定障害児通所支援事	指定発達支援医療機
二十一第一項	業者であつた者等	関の設置者であつた
		者等
	指定通所支援の事業	指定発達支援医療機
		関の運営

号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 提供するものを除く。)に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者(医療型児童発達支援を

知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)

二 精神保健福祉士法

三 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)

四 第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号ま

で、第十六号及び第十八号に掲げる法律

第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。

び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
一 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及

) 第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定二 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号

的読替えは、次の表のとおりとする。第二十五条の十一、法第二十一条の五の二十一第四項の規定による技術

法の規定中読み替	読み替えられる字句	読み替える字句
える規定		
第二十一条の五の	指定障害児通所支援事	指定医療機関の設置
二十一第一項	業者であつた者等	者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定医療機関の運営

の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五

身体障害者福祉法

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

三生活保護法

五 印的章事者記 社会福祉法

五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)

七社会福祉士六老人福祉法租的障害者

七 社会福祉士及び介護福祉士法

2 は、 のに係る法第二十一条の五の二十三第 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するも 次のとおりとする。 項第九号の政令で定める法律 2

健康保険法

第二十二条の 五. 各 (第 干四四 号 第 十五号及び第十 七号を除く。

に掲げる法律

前項各号 (第四号を除く。 に掲げる法律

第二十五条の十三 う。 定める額 所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で) は、 (次項において 次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通 「肢体不自由児通所医療負担上限月額」とい 当該 う。

(略)

各号に定める額とする。

市町村民税世帯非課税者であり、 か つ、 指定通所支援のあつた月

介護保険法

十九 精神保健福祉士法

発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号)

+ 律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者虐待の防 止 障害者の養護者に対する支援等に関する法

第九号の政令で定める法律は、 児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型 次のとおりとする。 項

健康保険法 (大正十 一年法律第七十号)

医師法

歯科医師法

兀 保健師助弃 産師看護師法

六 五. 医療法

法律 医薬品、 医 |療機器等の 品質 有効性及び安全性の 確保等に関する

七 再生医療等の安全性の 薬剤師法

確保等に関する法律

第二十五条の十三 所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で 法第二十一条の五の二十八第二

一項に規定する当該

(略)

各号に定める額とする。

定める額

(次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」とい

次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、

。 は、

三 市町村民税世帯非課税者であり、 カゝ つ、 指定通所支援のあつた月

る。 場合にあつては、 場合における当該通 八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決 手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額 定する合計所得金額をいい、 前年の合計所得金額 の属する年の前 て要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する 定保護者と同 れた特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養 公的年金等の収入金額、 万五千円 及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給さ 一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月におい 年 前々年とする。 (指定通所支援のあつた月が 所給付決定保護者 (地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規 当該指定通所支援のあつた月の属する年の その額が零を下回る場合には、 以下この号において同じ。 (次号に掲げる者を除く。 一月から六月までの 零とす 中の が

する場合における当該通所給付決定保護者 零合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者である場四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に

② (略)

| えは、次の表のとおりとする。 | 第二十五条の十四 | 法第二十一条の五の二十九の規定による技術的読替

第十九条の二十第 小児慢性特定疾病医療 肢体不自由児通える規定 読み替えられる字句 読み替える字句

二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、 場合にあつては、 号に掲げる者を除く。 護者及び当該通所給付決定保護者と同 律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を 三十五条第 で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令 合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保 属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法 下回る場合には、 公的年金等の収入金額 \mathcal{O} あつた月の属する年の前年の合計所得金額 一十七条の十三第 属する年の前年 一項第 零とする。 前々年とする。 (指定通所支援のあつた月が 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。 項第三号において同じ。 (所得税法 一万五千円)及び当該指定通所支援のあつた月の 以下この号において同じ。 (昭和四十年法律第三十三号) 一の世帯に属する者が指定通 (地方税法第二百九十 一月から六月までの 当該指定通所支援 その額が零を 中の 第

おける当該通所給付決定保護者 零護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者又は要保四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に

② (略)

欄に掲げる限度とする。の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次

付並びに入院時食事療養費、保険 受けることができる給付 健康保険法の規定による療養の給 受けることができる給付

所

医

				第二十一条 前条第二項の医療	で	三項から第五項ま	第十九条の二十第一小児慢性特定疾病医療				第十九条の三第十項	一項
	医療	る肢体不自由児通所	十八第一項に規定す	療第二十一条の五の二		療費	病医療	<u>+</u>	準用する第十九条の	十九の規定において	十項第二十一条の五の二	療費
による場合を含む。)の規定によ	労働基準法(他の法律において例	高額療養費	訪問看護療養費、家族移送費及び	養費、移送費、家族療養費、家族	併用療養費、療養費、訪問看護療	並びに入院時食事療養費、保険外	十三号)の規定による療養の給付	船員保険法(昭和十四年法律第七	特別療養費及び高額療養費	族訪問看護療養費、家族移送費、	療養費、移送費、家族療養費、家	外併用療養費、療養費、訪問看護

爆養の給付 灰移送費、 食費、 食費 原養費、 送費及び 問看護療 おいて例 -法律第七 訪問看護 保険外 家族

療養補償給付及び療養給付 労働者災害補償保険法 二年法律第五十号) の規定による (昭和二十 る療養補償

船員法(昭和二十二年法律第百号 の規定による療養補償

災害救助法 る療養扶助金に限る。 政令第二百二十五号)の規定によ 災害救助法施行令 百十八号)の規定による扶助金((昭和二十二年法律第 (昭和二十二年

二百二十六号)の規定による損害

消防組織法

(昭和二十二年法律第

25

和三十 償 水防法 八年法律第三十三号)の規定によ 災害給付に関する法律 海上保安官に協力援助した者等の 七年法律第二百四十五号) 災害給付に関する法律 警察官の 合を含む。 六年法律第百九十 国家公務員災害補償法 る療養補償に限る。 償の基準を定める政令の規定によ る療養補償に限る。 償の基準を定める政令の規定によ 消 の規定による療養補償に限る。 損害補償の基準を定める政令 による療養給付 十六号) 十三号) 補償 におい (非常勤消防団員等に係る損害補 (非常勤消防団員等に係る損害補 防法 て準用し、 一年政令第三百三十五号) (昭和二十三年法律第百八 (昭和二十四年法律第百九 (非常勤消防団員等に係る の規定による損害の補償 の規定による損害の補償 職務に協力援助した者の の規定による療養補 又は例による場 一号。 (昭和二十 (昭和) (昭和二十 他の法律 の規定 (昭

正人等の被害についての給付に 三年法律第百二十八号。他の法 三年法律第百二十八号。他の法 三年法律第百二十八号。他の法 一において準用し、又は例による 養費、家族訪問看護療養費 の給付並びに入院時食事療養費 保険外併用療養費、特別療養費、 保険外併用療養費、特別療養費、 を含担。)の規定による療養給付 が害対策基本法(昭和三十二号)の規定による療養機に相当する による療養大助金に相当するも による療養の給付並びに入院時 は限る。) に限る。) に限る。)
The column T
に 号 法 当 行 に 定 防 規 三 費 養 事 に 養 よ 例 。 (養 年 の)
でに 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日

扶助金に相当するものに限る。)
害救助法施行令の規定による療養
号)の規定による損害の補償(災
置法(平成二十四年法律第三十一
新型インフルエンザ等対策特別措
るものに限る。)
の規定による療養扶助金に相当す
当するもの又は災害救助法施行令
る政令の規定による療養補償に相
員等に係る損害補償の基準を定め
による損害の補償(非常勤消防団
成十六年法律第百十二号)の規定
護のための措置に関する法律(平
武力攻撃事態等における国民の保
一般疾病医療費
号)の規定による医療の給付及び
する法律(平成六年法律第百十七
原子爆弾被爆者に対する援護に関
よる療養補償
二年法律第百二十一号)の規定に
地方公務員災害補償法(昭和四十
、家族移送費及び高額療養費
家族療養費、家族訪問看護療養費
養費、訪問看護療養費、移送費、
事療養費、保険外併用療養費、療

」という。) は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じる額(第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定め第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給

·二 (略)

当該各号に定める額とする。

である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定め 7 る当該入所給付決定保護者をいう。 税を免除された者を含むものとし、 を課されない者 特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定入所支援のあ 給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、 決定保護者と同 るものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 いて同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合におけ の場合にあつては、 つた月の属する年度 同じ。 市 の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者 町村民税世帯非課税者)又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民 の世帯に属する者 前年度) (指定入所支援のあつた月が四月から六月まで (入所給付決定保護者及び当該入所給付 分の地方税法の規定による市町村民税 当該市町村民税の賦課期日にお 第二十七条の十三第一項にお (入所給付決定保護者である支 当該

第二十七条の十一 第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、 条の十三第二項において同じ。 第二十二条の五第五号から第八号まで 第 項 指定障害児入所施設 規 定 する障害児 を提供するものを除く。 入所医療を (障害児入所医療 第十一号から第十三号ま いう 次のとおりとする。 次項及び第一 (法第1 に係る法 十四四

、当該各号に定める額とする。
」という。)は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じる額(第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定め第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給

一·二 (略)

る当該入所給付決定保護者をいう。 税を免除された者を含むものとし、 を課されない者 特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、 当する場合における当該入所給付決定保護者 若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるもの 同 て同じ。 の場合にあつては、 つた月の属する年度 決定保護者と同一 .て同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合におけ 市町村民税世帯非課税者 の 世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者)又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民 の世帯に属する者 前年度) (指定入所支援のあつた月が四月から六月まで (入所給付決定保護者及び当該入所給付 分の地方税法の規定による市町村民税 第二十七条の十三第 当該市町村民税の賦課期日に (入所給付決定保護者である支)が指定入所支援のあ 一項にお

号の政令で定める法律は、次のとおりとする。第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九

身体障害者福祉法

	三 第二十五条の十二第一項各号(第四号を除く。)に掲げる法律)に掲げる法律		第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	② 指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る法				二(第二十五条の十二第一項各号(第四号を除く。)に掲げる法律で、第十六号及び第十八号に掲げる法律
八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 大 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 大 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	四 保健師助産師看護師法 三 歯科医師法	二 医師法 一 健康保険法	十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。二十七条の十三第二項において同じ。)を提供するものに係る法第二療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第	② 前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医	律	八 介護保険法 社会福祉士及び介護福祉士法	六 老人福祉法 五 知的障害者福祉法	

する場合における当該入所給付決定保護者 零合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に

② (略)

第二十七条の十四 法第二十四条の二十一の規定による技術的読替えは

おける当該入所給付決定保護者 零 護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者又は要保四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に

② (略)

政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。 十五条の十四の表の上欄に掲げるものとし、法第二十四条の二十二の第二十七条の十四 法第二十四条の二十二の政令で定める給付は、第二

児入所医療

第二十七条の十八 十六第九号の政令で定める法律は、 指定障害児相談支援事業者に係る法第二十四条の三 次のとおりとする。

第 十 六号及び第十八号に掲げ 一条の 五第五号から第八号まで 第十 号から第十三号ま

第二十五条の十二第 一項各号(第四号を除く。 に掲げる法律

> 第二十七条の十八 法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、 第 項 第 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。 指定障害児相談支援事業者 (法第1 十四四 次のとおりとす 一条の二十六 に係る

身体障害者福祉法

る。

精神保健及び精神障害者福 祉 に関する法

生活保護法

兀 社会福祉法

六 五 知的障害者福! 祉法

老人福祉法

七 社会福祉士及び介護福祉 士法

十九八 介護保険法

精神保健福祉士法

発達障害者支援法

律 障害者虐待の防止 障害者の日常生活及び 障害者の養護者に対する支援等に関する法 社 会生活を総合的 に支援するため 法律

第二十八条 県知事は、 保護に当たつている児童福祉施設の長又は同項に規定する指定発達支 他の保育の実施等若しくは措置に変更する場合においては、 援医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条第 一十七条第一項第三号若しくは第二 市町村長 法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等又は法第 (特別区の区長を含む。 一項の措置を解除し、 以下同じ。)又は都道府 停止し、 現にその 又は

第二十八条 二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、 県知事は、 する指定医療機関の長の意見を参考としなければならない。 保護に当たつている児童福祉施設の長又は法第二 他の保育の実施等若しくは措置に変更する場合においては、 法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等又は法第 市町村長 (特別区の区長を含む。 以下同じ。)又は都道府 一十七条第一 停止し、 法第三十 一項に規定 現にその 又は

くは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措るようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若し満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができ一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、

置を相互に変更する措置を採る場合においても、

同様とする。

県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。 第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府

(削る)

一 (略)

きは、その収入の額を控除するものとする。) 病医療費の支給に要した費用の額(その費用のための収入があると 法第五十条第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾

年度にお 定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額 るときは、 法第五· 当該費用の額とする。 + その収入の額を控除するものとする。 て現に要した当該費用の額 条第五号の三 一に掲げる費用に (その費用の 7 は、 を超えるときは ための収入があ 厚 (その額が当該 生労 働 大臣が

兀 三号若しくは第五号に掲げる費用 経費の額 定した児童福祉 入所定員、 費用を除く。)については、 費用 法第五十条第六号、)を超えるときは、 のための収入があるときは、 (その額が当該年度において現に要した当該費用の額 所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算 施設の職員の給与費、 第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第 当該費用の額とする。 厚生労働大臣が児童福祉施設の種類 (第六号及び第七号の規定による その収入の額を控除するものと 入所者の日常生活費その他)から厚生労働大 \mathcal{O}

らの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させより、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応すること一条第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定に

県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。 第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府

削除

一 (略)

(新設)

(新設)

する。 費用を除く。)については、 三号若しくは第五号に掲げる費用 経費の額 定した児童福祉施設の職員の給与費、 入所定員、 \mathcal{O} 法第五十条第六号、 費用のための収入があるときは、)を超えるときは、 (その額が当該年度において現に要した当該費用の額 所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算 第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第 当該費用の額とする。 厚生労働大臣が児童福祉施設の (第四号及び第五号の規定による その収入の額を控除するものと 入所者の日常生活費その他)から厚生労働大 種 類

項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額 臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二

五~十一 略

第四十二条の二 略

2 第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規 育料を除き、」と、 とあるのは により読み替えられた法第五十一条第五号」と、「があるときは 第三号若しくは第五号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定 定する保育料額」とする。 は「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法 「又は第五十一条第三号若しくは第五号」とあるのは「、第五十一条 私立認定保育所に係る前条第四号の規定の適用については、 「があるときは、 「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるの 就学前保育等推進法第十三条第四項の保 同号中 2

第四十四条 削除

臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二 項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三の二〜九 (略)

第四十二条の二 (略)

第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規 とあるのは により読み替えられた法第五十一条第五号」と、「があるときは、 第三号若しくは第五号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定 定する保育料額」とする。 は「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法 育料を除き、」と、 「又は第五十一条第三号若しくは第五号」とあるのは 私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、 「があるときは、 「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるの 就学前保育等推進法第十三条第四項の保 第五十一条 同号中

第四十四条 を控除した額について行う。 定による支払命令額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額 定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第五項の規 める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が げる費用に対する国庫の 法第五十三条の二の規定による法第五十条第五号の二に掲 補助は、 各年度におい 厚生労働大臣が定

2 (略

2

(略

3

児童相談

所設置市

の市

長は、

第

項の規定により法第十九条の二十

第

項

(法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する

第四十五条の三

(略

3 第 児童相談所設置市の市長は、 項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、 第 項の規定により法第二十 一条の三 同条

第四十五条の三 (略)

第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会 保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

略)

(児童福祉に関する事務) - (児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 (略) 3 (3 (略) 3 (4 (母子保健に関する事務) 4 (母子保健に関する事務) 5 (母子保健に関する事務) 7 (母子保健に関する事務) 7 (母子保健に関する事務) 8 (母子保健に関する母子保健に関する事務) 8 (母子保健に関する母	3~8 (略) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務を管理し及び執行する場合において 三項 (同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。) の意見の聴取に関し、社会 する (保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。 (児童福祉に関する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十一において準用する事務) (児童福祉法第十九条の二十第14年表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	改 正 案
児童福祉に関する事務)	3 (略) (母子保健に関する事務) (母子保健に関する事務)	3~8 (略) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務) (児童福祉に関する事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金と契約を締結年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。 (略)	現

~二十 (略)

定として中核市に適用があるものとする。

費用を除く。)の支弁に関する事務うち児童委員に要する費用並びに同条第五号から第五号の三までの二十一 児童福祉法第五十条の規定による費用(同条第二号の費用の

一十二~二十六 (略)

· 3 (略)

第百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項第百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項定として中核市に適用があるものとする。

一~二十 (略)

を除く。)の支弁に関する事務うち児童委員に要する費用並びに同条第五号及び第五号の二の費用二十一児童福祉法第五十条の規定による費用(同条第二号の費用の

二十二~二十六 (略)

2·3 (略)

傍線
部
分は
改正
部分
2

老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情審者支援施設(主として障害の程度が重い者を入馬者支援施設(主として障害の程度が重い者を入ったは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六章福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六章を入る、大は小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童高祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六章を設定がある。	老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居を達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施発達支援若しくは加州人工の工第二項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは外規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六章福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六章を入京は第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六章を入事を入事、とは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別のでは、別ので
(一)<老人福祉センター、老人介護支援センター、有料(一)イ・ロ (略)(一)(略)	(大) イ・ロ (略) (十)<年
一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十別表第一 (第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、	一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十別表第一 (第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、
現	改正案

(七)
(七) ~ (二十)
(略)
(七) ~ (二十)
(略

改正案	現行
(医療に関する審査機関)	(医療に関する審査機関)
第一条 母子保健法(以下「法」という。)第二十条第七項において準	第一条 母子保健法(以下「法」という。)第二十条第七項において準
用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の二十	用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の三
第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診	第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診
療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審	療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審
査委員会及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四	査委員会及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四
十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診	十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診
療報酬の審査に関する組織とする。	療報酬の審査に関する組織とする。

傍
線
部
分
は
改
正
部分
\mathcal{I}

に基づき同項に規定する指定医療機関が行う同項に規定する治療等二 児童福祉法第二十七条第二項(都道府県のとるべき措置)の規定に掲げるものとする。 (略) (社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に繋するものは、次第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次	(社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に繋するものは、次第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
十~二十四 (略) 十~二十四 (略) おり に規定する一時保護に係る医は同法第三十三条(児童の一時保護)に規定する一時保護に係る医	十~二十四 (略) に係る医療 託措置又は同法第三十三条(児童の一時保護)に規定する一時保護
規定する措置、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又実施、同法第二十七条第一項第三号(都道府県のとるべき措置)に 療並びに同法第二十二条第一項(助産の実施)の規定による助産の でに肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る医療 児慢性特定疾病医療費の支給に係る医療、療育の給付に係る医療並 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定に基づく小	規定する措置、同条第二項に規定する指定発達支援医療機関への委実施、同法第二十七条第一項第三号(都道府県のとるべき措置)にがに肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る医療・療育の給付に係る医療並 児慢性特定疾病医療費の支給に係る医療、療育の給付に係る医療並 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定に基づく小
一~八げるものとする。第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲 (療養、医療等の範囲)	ー〜八 「がるものとする。 「
現	改正案

 \bigcirc (平成八年政令第十八号)(抄)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

(傍線部分は改正部分)

十五~二十四 (略) 受けている者を被保護者とみなす。	は、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項の規定の適用について第一項、第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十三第一項、十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条	一~十三 (略)	改正案
十五~二十四(略)	とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保第二十七条の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要、第二十五条の二、第二十五条の十三第一項、第二十七条の二及び十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条	一~十三 (略)	現

五~八 (略)	<u> 五〜八 (略)</u>
ロ〜リ (略)	ロ〜リ (略)
害児入所施設の修繕に関する事業	る障害児入所施設の修繕に関する事業
を除く。)の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障	事業を除く。)の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定す
項に規定する障害児通所支援事業(保育所等訪問支援を行う事業	第一項に規定する障害児通所支援事業(保育所等訪問支援を行う
イ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二第一	イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二
定めるもの	定めるもの
四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して	四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して
一~三 (略)	一~三 (略)
次に掲げるものとする。	次に掲げるものとする。
第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、	第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、
(沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等)	(沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等)
現	改正案

(傍線部分は改正部分)

第一

条

抄

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

改

正

案

額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げるス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率(ス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率(が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給する算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。)

一〜三 (略)

項第二号において同じ。

を乗じて得た額とする

兀

第二十 同 その配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。 五. 給決定障害者である場合にあっては、 き支給された同法第二十一条の五の五 付費等 の四第 所給付決定保護者 同 の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法 の世帯に属する児童福祉法第六条の二の一 条の五の三第二項第 三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援に 合 計 額を控除 (同項に規定する通所給付決定保護者が特定支 して得た額 号に掲げる額及び同法第二十 当該特定支給決定障害者及び 第 項に規定する障害児通所 一第八項に規定する 一条の が 0

五.

略

.高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

現

行

第四十三条の五 額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。 算した額 項第二号において同じ。 号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる 支給決定障害者等が同 が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給する ス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率 ものとし、 (以下この条において その額は、 高額障害福祉サービス等給付費は、 利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービ 一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三 を乗じて得た額とする 「利用者負担世帯合算額」 次に掲げる額を合 ーという。

一~三 (略)

兀 五. 兀 + 配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。 定障害者である場合にあっては、 給された同法第二十一条の五の \mathcal{O} 給付決定保護者 1第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支 |月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第| 等の合計 同 (略) 条の五の三第二項第 の世帯に属する児童福祉法第六条 額を控除して得た額 (同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決 号に掲げる額及び同法第二十一 五第 当該特定支給決定障害者及びその 項に規定する障害児通所給付 \mathcal{O} 第八項に規定する通 一条の が 五. 同 \mathcal{O}

3

2

略

る。 定保護者が同 児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をい この項及び第五項において同じ。)及び第一項第五号に掲げる額 者をいう。 受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、 給付決定保護者である場合にあっては、 定を受けた障害児の保護者に限る。 決定障害者等 及び第五項において同じ。)を合算した額が負担上限月額 支給決定を受けた障害児の保護者に限る。 該支給決定障害者等 給付決定保護者が同 定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。 した額とする。 規定にかかわらず、 ビス等給付費を支給するものとし、 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同 (当該支給決定障害者等 以下この項及び第 以下この条において同じ。 (児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護 以下この条において同じ。 一の月に受けたサービスに係るものとする。 (法第十九条第一 一の月に受けたサービスに係るものとする。 (法第十九条第一項の規定により同項に規定する 当該 五項において同じ。 支給決定障害者等に対して高額障害福祉サ (法第十九条第)である場合における当該入所給付決 項の規定により同項に規定する支給決)である場合における当該通所 その額は、 が通所給付決定保護者又は入所 特定保護者負担上限月額とす を超えるときは、 項の規定により同項に規 が入所給付決定保護者 同項第四号に掲げる 次に掲げる額を合算 が通所給付決定保 以下この項 (当該支給 第 0) 以下 月に (当 項 3

4 \(\) 6 略 (略

> 護者 護者が同 いう。 受けた障害児の保護者に限る。 障害者等 第五項において同じ。)を合算した額が負担上限月額 項及び第五項において同じ。)及び第一項第五号に掲げる額 決定保護者が同 受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額 額とする。 ス等給付費を支給するものとし、 定にかかわらず、 以下この項及び第五項において同じ。 決定保護者である場合にあっては、 以下この条において同じ。 福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。 決定を受けた障害児の保護者に限る。 給決定障害者等 定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。 額 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が (当該支給決定障害者等 (児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者を 以下この条において同じ。 一の月に受けたサービスに係るものとする。 (法第十九条第一 一の月に受けたサービスに係るものとする。 (法第十九条第一 当該支給決定障害者等に対して高額障害福.)である場合における当該入所給付決定保 項の規定により同項に規定する支給決定を (法第十九条第)である場合における当該通所給付 その額は、 が通所給付決定保護者又は入所給 項の規定により同項に規定する支給 特定保護者負担上限月額とする。 を超えるときは、 が入所給付決定保護者 項の 次に掲げる額を合算した 規定により同項に規 同項第四号に掲げる が通所給付決定保 以下この項 (当該支給決定 第 同 以 祉サ (当該支 項の 下この \mathcal{O} 月に 規

(略)

4 6 略

 \bigcirc 例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)(抄) 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特

(傍線部分は改正部分)

(児童福祉法施行令の特例) (児童福祉法施行令の特例) (児童福祉法施行令の特例) (児童福祉法施行令の特例) (児童福祉法施行令の特例)	改 正 案
(児童福祉法施行令の特例) (児童福祉法施行令の特別) (別で規定する事態に対処する法律(平成二十二年四月以降においる手当金等の交付を含む。)のうち、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)のうち、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)のうち、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)のうち、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)のうち、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)のうち、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含むの手法を必要されている。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含む。)が手当金等の交付を含むる。)が手当金等の交付を含むる。)が手当金等の交付を含むる。)が手当金等の交付を含むるの表に規定を含むる。)が手当金等の交付を含むる。)が手当金等の交付を含むる。)が手当金等の交付を含むる。)が手当の交付を受けたものを含むる。)が手当の交付を受けたものを含むるといる。)が手当ないるの表に限るの表に限るの表に限るの表に限るの表に限るの表に限るの表に表になるの表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に	現行

額とする。 場合にあつては、 あるのは 支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、 第二号中 通所支援 第四号中 つた月の属する年度 定通所支援をいう。 えるときは、 つた月が四月から六月までの場合にあつては、 「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定)」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超 「平成二十二年度」と、 「指定通所支援のあつた月の属する年度 「指定通所支援 (法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をい 同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、 前年度)」とあるのは 以下同じ。 (指定通所支援のあつた月が四月から六月までの (法第二十一条の五の三第一項に規定する指)のあつた月の属する年度 同条第三号口中 「平成二十二年度」と、 前年度)」とあるのは 「指定通所支援のあ (指定通所支援のあ 前年度)」と (指定通所 当該 同条

2~4 (略)

号中 する。 支援 号中 ときは、 月が四月から六月までの場合にあつては、 成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは にあつては、前年度)」とあるのは 月の属する年度 のは「平成二十二年度」と、 所支援をいう。 \mathcal{O} 」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超える あつた月が四月から六月までの場合にあつては、 (法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。 「指定通所支援のあつた月の属する年度 「指定通所支援 同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、 以下同じ。 (指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合 (法第二十一条の五の三第一項に規定する指定))のあつた月の属する年度 同条第三号ロ中「指定通所支援のあつた 「平成二十二年度」と、 前年度)」とあるのは (指定通所支援のあつた 前年度)」とある 「者が指定通所 (指定通所支援 当該額と 同条第四 通

2~4 (略)

(5) (略)	(5) (略)
センターを除く。)	達支援センターを除く。)
四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支	条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発
祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第	祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同
(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福	(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福
(1) ~ (3) (略)	(1) (3) (略)
ハ 次に掲げる防火対象物	ハー次に掲げる防火対象物
(略)	(略)
別表第一六項ロ及びハを次のように改める。	別表第一 「
(略)	(略)
正する。	正する。
消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改	消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改
現行	改 正 案

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\smile

		第二十一条	児童手当法	第一項	第二十一条	児童手当法				第八項	第五十六条	児童福祉法	中欄に掲げる字句は、	三号)の規定	る場合におけ	第五条 法附則	(保育料の徴	附則	
	各号	第八項各号又は第九項	児童福祉法第五十六条			(略)					認定こども園の	保育所又は幼保連携型		の適用については、次の	る場合における児童福祉法及び児童手当法	第六条第四項の規定によ	保育料の徴収に係る技術的読替え)		改正
各号又は児童福祉法第五十 童福祉法第五十六条第八項 定により読み替えられた児	百十三号)附則第五条の規	令(平成二十六年政令第二	子ども・子育て支援法施行			(略)	連携型認定こども園の	において同じ。)又は幼保	るものに限る。以下この項	道府県又は市町村が設置す	児又は幼児については、都	保育所(第一号に掲げる乳	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	三号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の	当法(昭和四十六年法律第七十	法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収す			案
	第二項	第二十一条	児童手当法	第一項	第二十一条	児童手当法				第十一項	第五十六条	児童福祉法	中欄に掲げる	三号)の規定	る場合におけ	第五条 法附則	(保育料の徴	附則	
	二項各号	第十一項各号又は第十	児童福祉法第五十六条			(略)					認定こども園の	保育所又は幼保連携型	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の	ける児童福祉法及び児童手当法	則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収す	徴収に係る技術的読替え)		現
項各号又は児童福祉法第五 童福祉法第五十六条第十一 定により読み替えられた児	百十三号)附則第五条の規	令(平成二十六年政令第二	子ども・子育て支援法施行			(略)	連携型認定こども園	において同じ。	るものに限る。以下この項	道府県又は市町村が設置す	児又は幼児については、	保育所(第一号に掲げる乳	下欄に掲げる字句	表の上欄に掲げる	当法(昭和四十六年法律第七十	り市町村の長が保			行

										第一項	第二十二条	児童手当法	
同条第三項				支払うべき夫養義务者				九項	同条第八項若しくは第			第五十六条第三項	
第四項・子育て支援法附則第六条同条第三項若しくは子ども	同じ。)	定保護者及び扶養義務者をる保育認定子どもの支給認	1-	支払うべき夫養養務者 (司 項	児童福祉法第五十六条第九	第五十六条第八項若しくは	読み替えられた児童福祉法	令附則第五条の規定により	子ども・子育て支援法施行	第六条第四項	子ども・子育て支援法附則	第五十六条第三項若しくは	六条第九項各号
										第一項	第二十	児童手	

第四項		
・子育て支援法附則第六条		
同条第三項若しくは子ども	同条第三項	
同じ。)		
含む。以下この項において		
定保護者及び扶養義務者を		
る保育認定子どもの支給認		
項に規定する保育費用に係		
支払うべき扶養義務者(同	支払うべき扶養義務者	
十二項		
は児童福祉法第五十六条第		
第五十六条第十一項若しく		
読み替えられた児童福祉法		
令附則第五条の規定により	第十二項	
子ども・子育て支援法施行	同条第十一項若しくは	
第六条第四項		第一項
子ども・子育て支援法附則		第二十二条
第五十六条第三項若しくは	第五十六条第三項	児童手当法
十六条第十二項各号		

十六号及び第十八号」を「及び第十六号及び第十八号」を「及び第第二十五条の七第一項第二号中)第七条第一項」を「認定こども園法第二条第六項」に改める。的な提供の推進に関する法律(以下「就学前保育等推進法」と近年、十九、子ども・子育て支援法	た号を司条第二十号とし、司号の前に欠の一号を加える。 こども園法」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) の一条第十七号中「就学前の子どもに関する教育、保育 の一〜十 (略)	(略) 第一条の三を削る。 第四条を次のように改める。 第四条を次のように改める。	のように改正する。第一条 児童福祉法施行令(昭和二) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
。 十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める 第二十五条の七第一項第二号中「、第十一号から第十三号まで、第)第七条第一項」を「認定こども園法第二条第六項」に改める。的な提供の推進に関する法律(以下「就学前保育等推進法」という。第二十四条第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合十九 子ども・子育て支援法	とし、司号の前に欠の一号を加える。 「同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十一会法律(平成十八年法律第七十七号)」を「認定る法律(平成十八年法律第七十七号)」を削け五号中「(平成十二年法律第八十二号)」を削十五号中「(平成十二年法律第八十二号)」を削	する。 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとを次のように改める。 の三を削る。	(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次三正案
定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二においてを「指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三に規定する指第二十五条の七第一項中「法第二十一条の五の十五第二項第五号」二条第六項」に改める。	学前保育等推進法」という。)第七条第一項」を「認定こども園法第的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就第二十四条第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合	(新設)	第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のと第四条を次のように改める。 第一条の二を削る。	のように改正する。 第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次

号を除く。)」を削る。

(削る)

第二十五条の七第二項第二号中 (第十四号、 第十五号及び第十七

> 事業者 同じ。 児入所施設 談支援事業者をいう。 をいう。 同項第十三号とし 十九第四項において準用する場合を含む。 一十一条の五の十五第二項第五号」に改め、 号を加える。 の 下 に を、 (法第二十四条の二十六第 第二十七条の十一において同じ。 (医療型児童発達支援を提供するものを除く。 第二十四条の二十八第二項」 (法第二十四条の二第 (法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。 同項第九号を同項第十一号とし 第二十七条の十八において同じ。 項 第 項に規定する指定障害児入所施設 の 下 に 号に規定する指定障害児相)又は指定障害児相談支援 「第二十四条の九第二項 を加え、 「(法第二十四条の二 同号の次に次の 同項第十号を に係る法第 指定障害

認定こども園法

第二十五条の七第 項第八号の次に次の二号を加える。

児童買春、 児童ポル ノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童

保護等に関する法律

児童虐待の防止等に関する法律

第二十五条の七第一項に次の 一号を加える。

十四四 子ども・子育て支援法

第二十五条の七第二項中 「前項に掲げるもののほか を削り、 同

項に次の一号を加える。

前項各号に掲げる法律

を削り する場合を含む。 条の十第四項において準用する場合を含む。 一十八第二項」の下に「(法第二十四条の二十九第四項において準用 第二十五条の八中「第二十四条の九第二 「もの」を「法律の規定」に改める。 を加え、 「労働に関する法律の規定であつて」 項」 の下に「(法第二十四 を 第二十四条の

る。第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改め第十六号及び第十二第一項第四号中「、第十一号から第十三号まで、

七号を除く。)」を削る。第二十五条の十二第二項第二号中「(第十四号、第十五号及び第十

る。 第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改め 第二十七条の十一第一項第一号中「、第十一号から第十三号まで、

七号を除く。)を削る。第二十七条の十一第二項第二号中「(第十四号、第十五号及び第十

を次のように改める。
(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)」を加え、同項各号(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)」を加え、同項各号第二十五条の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「

- 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)
- 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)
- 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

同項各号を次のように改める。第二十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、

- 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)
- に掲げる法律
 二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号(第八号を除く。

三 前項各号(第三号を除く。)に掲げる法律

(略)

ものを除く。)」を加え、同項各号を次のように改める。いう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。)を提供する児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療を第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に「(障害

第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

- 健康保険法

号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。第二十七条の十八第一号中「、第十一号から第十三号まで、第十六

略)

第三十五条を次のように改める。

に掲げる法律とする。 は、第二十二条の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号まで第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号ロの政令で定める法律

第三十五条の次に次の四条を加える。

法律の規定は、第二十二条の六各号に掲げる規定とする。第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める

(略)

法律は、次のとおりとする。 第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める

\ \<u>\ \</u>

六 第二十二条の五第八号、第十七号及び第十九号に掲げる法律

第三十六条の次に次の二条を加える。

、次のとおりとする。 第三十六条の二 法第三十五条第五項第四号ロの政令で定める法律は

一・二 (略)

する指定障害児相談支援事業者をいう。)」を削り、同条各号を次の第二十七条の十八中「(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定三 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。)に掲げる法律

第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

ように改める。

第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。)に掲げる法律

略)

第三十五条を次のように改める。

号を除く。)に掲げる法律とする。は、第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号ロの政令で定める法律

第三十五条の次に次の四条を加える。

法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める

(略)

律は、次のとおりとする。 第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法

一~五 (略)

六 第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号に掲げる

法律

第三十六条の次に次の二条を加える。

、次のとおりとする。第三十六条の二 法第三十五条第五項第四号ロの政令で定める法律は

一·二 (略)

号を除く。)に掲げる法律三第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八

規定は、第二十二条の六各号に掲げる規定とする。第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の

(略)

る。 条第五号中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改め 、「又は利用定員」を、「入所者」の下に「又は利用者」を加え、同 に「又は利用定員」を、「入所者」の下に「又は利用者」を加え、同 童福祉施設」の下に「又は家庭的保育事業等」を、「入所定員」の下 第四十二条第四号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、「児

(略)

附 則

第二条 (略)

2

規定は、 五第十 十四号、 号 号 規定により罰金の刑に処せられた音又は施行日以後にこれらの規定に 条の五第六号 係る部分に限る。 部分に限る。 第二号 に限る。 は第七号、 一項第二号 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四条第六号若しく (同令第二十二条の五第十四号、 ·四号、 (同令第二十二条の五第十四号、 施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の 第十五号又は第十七号に係る部分に限る。 五号又は第十 第 第十五号又は第十七号に係る部分に限る。 (同令第二十二条の五第十四号、 第 第十五号又は第十七号に係る部分に限る。 (同令第二十二条の五第十七号に係る部分に限る。 一十五条の 一十五条の十二第 第二十七条の十一第一項第一号 第二十七条の十八第一号 七号に係る部分に限る。 七第 項第一 項第四号 第十五号又は第十七号に係る部分 号 第十五号又は第十七号に係る (同令第1 第十五号又は第十七号に (同令第二十二条の五第 (同令第二十二条の五 若しくは第一 (同令第二十二条の 一十二条の五第十四)又は第三十五 若しくは第二項 若しくは第 一項第二 <u></u>の 2

規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律

 \mathcal{O}

略)

改める。 童福祉施設」 条第三号の一 に 第四十二条第三号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、 「又は利用定員」を、 の下に「又は家庭的保育事業等」を、 中 「第五十条第六号の四」 「入所者」の下に「又は利用者」を加え、 を 「第五十条第六号の三」 「入所定員 児 同 下

(略)

附則

第二条 (略)

以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する 規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた音又は施行日 係る部分に限る。 号に係る部分に限る。 第二項第二号 七第 は第十二号に係る部分に限る。)、 若しくは第二項第二号 十五条の七第 部分に限る。 しくは第一 は第七号、 又は第三十五条の五第六号 一十五条の七第 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四条第六号若しく 項第九号、 一項第八号 第 一項第九号、 (同令第二十五条の七第 一十五条の七第 一項第九号、)の規定は、 第二十五条の十二第 第十号又は第十二号に係る部分に限る。 (同条第 (同令第二十五条の七第 第二十七条の十一第一項第一号 第十号又は第十二号に係る部分に限る。 第十号又は第十二号に係る部分に限る。 (同令第二十五条の七第 施行日以後にした行為によりこれらの 項第九号、 項第九号、 第二十七条の十八第一号 一項第九号、 項第三号 第十号又は第十二 第十号若しくは第十二号若 項第九号、 (同令第二十五条の 第十号又は第十二 項第十二号に (同令第) 一号に 若しくは (同令第